

ふじみ野市福岡中央一丁目町内会会則

第1章 総則

第1条【名称】

本会は、ふじみ野市福岡中央一丁目町内会と称する。

第2条【組織】

本会は、ふじみ野市福岡中央一丁目、および上ノ原、西原、松山、上野台の一部地区の居住者及び事業所をもって構成し、1世帯または1事業所のうち1名が会員を代表する。

第3条【事務所】

本会の事務所は会長宅に置く。

第4条【目的】

本会は、会員とその家族相互の親睦を図り、地域社会の健全な育成に寄与し、快適な居住環境の維持向上を図ることを目的とする。

第2章 事業

第5条【事業】

本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の生活環境の整備および浄化に協力する。
- (2) 地域行政の運営に協力する。
- (3) 文化、福祉、厚生の上に協力する。
- (4) 災害の防止、ならびに災害時における援護に協力する。
- (5) 青少年の健全な育成に協力する。
- (6) 罹災見舞、弔慰に関する事。
- (7) 集会所の運営管理および維持に関する事。
- (8) その他、目的達成のために必要な事項。

第3章 役員およびその任務

第6条【役員】

本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 書記 | 1名 |
| (5) 監査 | 2名 |
| (6) 評議員 | 若干名 |
| (7) 理事 | 各組1名 |

なお、会長、副会長、会計、書記をもって、四役を構成する。

第7条【役員を選出】

会長、副会長、会計、書記、監査、評議員は総会において選出し、理事は各組から選出する。

第8条【役員任期】

会長、副会長、会計、書記、監査、評議員（団体選出の評議員は、原則として団体役員を終了した場合でも、定期総会の際に交代する。）の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。理事の任期は1年とする。また、四役については、同一の役員をする場合の任期は、3期6年とする。

第9条【役員補充】

会長、副会長、会計、書記、監査、評議員に欠員が生じた時は、役員会で補充し、任期は前任者の残任期間とする。理事は各組で補充する。

第10条【任務】

役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 書記は、本会の議事録を作成する。
- (5) 監査は、本会の会計を監査し、その年度の監査結果を総会において報告する。また、必要に応じて臨時に会計監査を行う。
- (6) 評議員は、会員の意思を本会の運営に反映させ、会務の推進に協力する。
- (7) 理事は、その組内会員を代表し、併せて、組内の連絡、調整にあたる。

第11条【顧問】

本会は、第6条に定める役員他、顧問を置くことができる。

顧問は、本会の運営上必要と認められる者を、総会の承認を得て選任する。

顧問は、各会議に出席して、会長の諮問に応じて意見を述べるることができる。

第4章 会 議

第12条【会議】

本会の会議は、総会、役員会、および評議員会とする。

第13条【会議の議決】

本会の会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第14条【総会】

総会は、本会の最高議決機関であって、総会の開催は会長がこれを召集する。

2. 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席者が定数に満たない場合は、出席会員の了解を得ることによって成立する。
3. 定期総会は毎年1回4月に開催する。
4. 役員会で開催を認めた時、若しくは過半数の会員からの要請があった時は、会長は臨時総会の開催を招集しなければならない。
5. 総会を開催する時は、開催日の3日前までに、開催の理由、日時、場所、その他必要な事項を会員に通知しなければならない。
6. 総会の議長は、会員の中から選出する。

第15条【役員会】

役員会は第6条に定めた役員をもって構成し、必要に応じて開催する。ただし、過

- 半数の評議員から請求があった場合は、会長は臨時に召集しなければならない。
2. 役員会は本会則の条項に定められた事項について審議する。
 3. 役員会の議長は会長が務める。

第16条【評議員会】

- 評議員会は、四役と評議員で構成し、必要に応じて開催する。ただし、過半数の評議員から請求があった場合は、会長は臨時に召集しなければならない。
2. 評議員会の議長は会長が務める。

第17条【総会議案】

総会に提出する議案は、あらかじめ評議員会の承認を得るものとし、次の事項を付するものとする。

- (1) 会務の一般経過報告、財産および決算報告
- (2) 年度の事業計画
- (3) 収支予算
- (4) 役員を選出
- (5) 会員負担金の割当、および徴収方法に関する事項
- (6) 会則の改廃に関する事項
- (7) その他必要事項

第5章 会 計

第18条【会計年度】

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第19条【経費】

本会の経費は、会費、寄付金、市補助金その他の収入をもって当てる。

第20条【書類閲覧】

会員は、会長の許可を得て、臨時に会計諸帳簿、およびその他の書類を閲覧できる。

第21条【決算承認】

本会の収支決算は、監査による会計監査を得た上で、定期総会に提出して、その承認を得なければならない。

第22条【会費】

本会の会費は次の通りとする。

- (1) 一般家庭 一世帯 月額 200円
- (2) アパート世帯 一世帯 月額 100円

但し、転居の場合は、申し出が有れば過払い分(月単位)の返金が出る。

第23条【会費免除】

特別の事情があると役員会が認めた者は、会費が免除される。

第6章 入会および脱会

第24条

本会に新規加入者あるいは脱会者があった場合、理事はただちに会長に報告するものとする。

第7章 表彰、罹災見舞および弔慰

第25条【表彰】

町内会の運営に当って特に功労があったと会長が認めた者は、役員会の決議に基づいて表彰することができる。

第26条【罹災見舞、弔慰】

- (1) 本会の会員、同居の家族が死亡した時は、弔慰金を贈る。
弔慰金 世帯主および同居家族 5,000円
- (2) 本会員が罹災した時は、罹災見舞金を贈ることができる。
その場合は、四役で協議の上決定し、役員会に報告する。
- (3) 理事は、組内に上記の該当者があった場合は、速やかに会長に報告しなければならない。

第8章 雑則

第27条

本会則の変更は総会の承認を得て行う。ただし、緊急の場合は役員会の承認を得て、会員あて回覧をもって承認を求めることができる。

第28条

本会の運営上必要と認めた場合は、役員会の議決に基づいて特別委員会を設置し、その細則を設けることができる。

第29条

積立金等は集会所の建設、または施設の改修以外に使用してはならない。ただし、総会で決議された用途に基づく使用については、この限りではない。

付則

1. 本会則は、昭和42年4月1日より施行する。
2. 本会則は、昭和56年4月1日より一部改正を施行する。
3. 本会則は、昭和59年4月1日より一部改正を施行する。
4. 本会則は、昭和62年4月1日より一部改正を施行する。
5. 本会則は、平成5年4月1日より一部改正を施行する。
6. 本会則は、平成15年4月1日より一部改正を施行する。
7. 本会則は、平成16年4月1日より一部改正を施行する。
8. 本会則は、平成18年4月1日より一部改正を施行する。
9. 第8条ただし書き中、「また、四役については、同一役員をする場合の任期は、3期6年とする。」とあるは、平成21年4月1日より当分の間、適用しない。
10. 本会則は、平成21年4月1日より一部改正を施行する。
11. 付則、9. を削除し、会則第8条通りとする。
12. 本会則は、平成25年4月1日より一部改正を施行する。
13. 本会則は、平成27年4月1日より一部改定を施行する。